別表第七三(二)の項(ろ)欄中「開閉器及び遮断器の」を削り、同項(は)欄中「ただし、テストボタン付きのものにあっては、テストボタンを押して作動の状況も確認する。」を削り、同項(に)欄中「又はテストボタン付きのものにおいて、テストボタンを押しても電気的に開放しないこと」を削り、同(三)の項(い)欄中「プリント」を削り、同項(ろ)欄中「（密閉型のものを除く。）」を削り、同項(に)欄中「異常な」を「著しい」に改め、同(四)の項(に)欄中「溶断電流」を「ヒューズの溶断電流」に、「制御盤」を「制御器」に、「指定する」を「指定された」に改め、同(五)の項(ろ)欄中「制御回路等」を「制御等回路」に、「二次側が接地されており、非接地側にヒューズが設られており、電圧が直流の場合にあっては六十ボルト、交流の場合にあっては二十五ボルト以下の回路」を「二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路」に改め、同項(に)欄中「電路」を「回路」に改め、同(七)の項を次のように改める。

(七)			
耐震対策			
ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	
ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	
突出物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。	

別表第七三(六)の項(は)欄中「無積載」を「無負荷運転時」に、「速度について、」を「速度を」に改め、「又は電子式速度表示装置」を削り、同表四(一)の項(い)欄中「かご室の側壁（かご室の側壁が必要なものに限る。）」を「かごの壁又は囲い、天井」に改め、同項(ろ)欄中「かご室」を「かご」に改め、同項(に)欄中「令第百二十九条の六第一号及び平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号イ(1)の規定に適合しないこと又は」及び「、ガラスの欠損、ガラスのひび割れ」を削り、「支障をきたして」を「支障が生じて」に改め、同(二)の項を次のように改める。

(二)			
かごの戸又は可動式の手すり			
戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第九号ロの規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	
戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。	

別表第七四(三)の項(い)欄中「遮断棒」を「可動式の手すり」に改め、同項(は)欄中「遮断棒」を「可動式の手すり」に、「作動位置」を「作動の状況」に、「触診」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百十三号」を「特殊告示」に、「第七号二(1)」を「第九号ハ」に、「遮断棒」を「可動式の手すり」に改め、同(四)の項及び(五)の項を次のように改める。

(四)			
かご操作盤及び表示器			
かごの操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	
破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
(五)			
リモートコントロールスイッチ			
押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。	

別表第七四(七)の項を次のように改める。

(七)		
非常停止スイッチ		
作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

別表第七四(八)の項(い)欄中「積載量」を「用途、積載量及び最大定員」に改め、同項(は)欄中「目視により」を「設置及び表示の状況を」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百十三号」を「特殊告示」に、「第七号ロ」を「第九号イ」に、「標示」を「表示」に改め、同(九)の項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(十)の項(ろ)欄中「作動及び劣化の状況並びにその跳ね上げ機構の作動状況」を「劣化の状況及び作動の状況」に改め、同項(は)欄中「鋼製巻尺により」を「かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を」に、「作動及び劣化」を「目視により確認し及び作動」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百十三号」を「特殊告示」に、「第七号ハ(2)」を「第九号ロ」に、「渡し板又はその跳ね上げ機構が作動しないこと又は渡し板が変形、摩耗、錆、腐食等により乗降に支障をきたしている」を「著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しない」に改め、同(十一)の項(ろ)欄中「及び損傷」を削り、同項(は)欄中「かご床」を「かごの床」に改め、同項(に)欄中「損傷、腐食その他の劣化」を「著しい損傷又は腐食」に改め、同(十二)の項(い)欄中「ガイドシュー及びローラー」を「ガイドシュー等」に改め、同項(ろ)欄中「摩損」を「摩耗」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同項(に)欄中「支障をきたしている」を「支障が生じている」に改め、同(十三)の項を次のように改める。